障害者相談支援センターだより

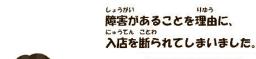
ご存じですか? 障害者差別解消法

この法律は「障害を理由とした差別」をなくすための法律です。

全ての人がお互いの人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会を作ることを目指しています。国や市町村、会社やお店などが、障害を理由に**不当な差別的取扱い**をしないこと、社会的障壁を取り除くために**合理的配慮**を行うことを定めています。

不当な差別的取扱いとは・・・

障害を理由として、正当な理由なく、サービスの 提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたり する行為をいいます。





はいる。 で書のあるご本人を無視して、 かいじょし。 つきざいにん はな 介助者、付添人だけに話しかけられました。



合理的配慮とは・・・

障害のある人から申し出があった時に、環境を整えたり、必要なサポートをその人に合った方法で提供することをいいます。



出入り口にスロープがあったので、 はい スムーズに入ることができました。



※「不当な差別的取扱い」については行政機関、民間事業者ともに禁止されています。「合理的配慮」については行政機関は法的義務、民間事業者は努力義務とされています。

この法律は障害のある方を対象としていますが、たとえばスロープの設置はシニアカーに乗る高齢者やベビーカーで移動する乳幼児連れの方にも有効で、知的・発達障害のある方にとって分かりやすいパンフレットは、子どもや外国籍の方にも有効です。「差別解消」と言われるとなんだか難しい、関係がないことのように思われがちですが、身近なところのちょっとした配慮が「誰もが住みやすいまちづくり」につながっています。